

北京語言大学東京校

学 則

(2015 年 4 月 1 日 制定)

北京語言大学東京校 学則

目 次

第1章 総 則

- 第1節 目的（第 1 条～第 7 条）
- 第2節 運営組織（第 8 条～第 14 条）
- 第3節 学年・学期及び休業日（第 15 条～第 17 条）

第2章 通 則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第 18 条～第 19 条）
- 第2節 入学（第 20 条～第 26 条）
- 第3節 授業科目、履修方法等（27 条～第 32 条）
- 第4節 休学、復学、留学、退学及び除籍（第 33 条～第 38 条）
- 第5節 卒業及び学位（第 39 条～第 40 条）
- 第6節 授業料等（第 41 条）
- 第7節 賞罰（第 42 条～43 条）
- 第8節 科目等履修生（第 44 条）

第 3 章 補 足（第 45 条）

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 北京語言大学東京校（以下「本学」という）は、中国語をはじめとする外国語の卓越した実践力とグローバルな知識を身につけ、ビジネスに精通する人材を養成し、国際社会に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、北京語言大学東京校という。

(位置)

第3条 本学の位置を、東京都豊島区南池袋2丁目29番14号に置く。

(自己評価)

第4条 本学は、教育水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を実現するため、本学の教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前条の点検及び評価の実施に関しては、別に定める。

(学科・課程・入学定員)

第5条 本学に中国語学科を置く。

2 前条に規定する学科に置く課程並びにその入学定員は、次のとおりとする。

学科名	課程	入学期	定数
中国語学科	ビジネス中英	春学期	120名
		秋学期	60名

(図書室)

第6条 本学には、図書室を置く。

2 図書室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 本学に、総務、企画、施設、入学者選抜、国際交流、留学生支援及び就職等に関する事務を遂行するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 運営組織

(教職員)

第8条 本学に教員、一般職員、専門職員その他の必要な教職員を置く。

- 2 本学の教員は、専任教師並びに非常勤教師とする。
- 3 教職員の任免、任期及び給与その他必要な事項については、別に定める。

(校長)

第9条 本学の校長は、北京語言大学本校より人選決定され着任勤務する。

- 2 校長は本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

(副校長)

第10条 本学に、必要に応じ、副校長を置くことができる。

- 2 副校長は、校長の職務遂行に当たり、これを補佐する。

(教務主任)

第11条 本学の教務主任は、前条と同様に、人選決定され着任勤務する。

- 2 教務主任は、当該学科に関する学務をつかさどる。

(校長・教務主任の任期)

第12条 校長・副校長及び教務主任の任期その他の必要な事項については、別に定める。

(専任教師会)

第13条 本学に専任教師会を置く。

- 2 専任教師会は、校長、専任教師を持って組織する。ただし、校長又は専任教師会が必要と認めたときは、当該専任教師会にその他の教職員を加えることができる。
- 3 専任教師会は、本学に関する次に掲げる事項を審議する。
(ア)学生の入学、休学、復学、留学、除籍、卒業その他身分に関する事項。
(イ)校長から諮問を受けた、教育研究に関する事項。
- 4 校長は、専任教師会を主宰する。
- 5 専任教師会に議長を置き、校長又は校長が指名する者をもって充てる。
- 6 前各号に定めるもののほか、専任教師会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第14条 本学に入学試験委員会その他の必要に応じ、委員会を置く。

第3節 学年・学期及び休業日

(学年)

第 15 条 本学の学期は、次のとおりとする。

春学期入学生の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

秋学期入学生の学年は、9 月 1 日に始まり、翌年 8 月 31 日に終わる。

(学期)

第 16 条 学年を次の 2 期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月第 2 週まで

秋学期 9 月第 3 週から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 17 条 授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。

ただし、必要がある場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 開学記念日 11 月 15 日

(春学期入学生)

(秋学期入学生)

(4) 夏季休業 8 月第 2 週～9 月第 2 週 なし

(5) 冬季休業 12 月第 4 週～1 月第 1 週 左に同じ

(6) 春季休業 2 月第 2 週～3 月 31 日 左に同じ

第 2 章 通 則

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 18 条 本学の修業年限は、4 年とする。

(在学年限)

第 19 条 学生は、6 年を超えて在学することはできない。

第 2 節 入学

(入学の時期)

第 20 条 入学の時期は、春学期又は秋学期のはじめとする。

(入学資格)

第 21 条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者。
- (3) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- (6) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

- 2 12 年以上の学歴と N3 レベルの日本語能力を有する日本国内に在住する中国籍を除く外国人で入学を許可された者。

(入学の志願の手続き)

第 22 条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という）は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書その他の必要書類を校長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第 23 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を校長に提出するとともに、所定の学費等を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項に規定する入学手続きを完了した者及び前項の学費等の減免又は分割納入の許可を受け、所定の学費を納付した者について入学を許可する。

(再入学)

第 25 条 第 37 条第 1 項の規定により退学を許可された者で、本学の同一の課程に再入学を志願するとき、欠員の状況等により、専任教師会の議を経て、校長が相当年次に入学することができる。

(転入学・編入学)

第 26 条 本学は、他大学からの転入学又は編入学を認める。

- 2 転入学又は編入学の規定についての必要な事項は、別に定める。

第 3 節 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第 27 条 本学の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、次に掲

げる科目別に区分して定めるものとする。

- (1) 卒業単位認定科目で、その履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
- (2) 卒業単位認定科目で、指定された複数の科目の中から選択し、その履修を義務付けられているもの（以下「選択必修科目」）
- (3) 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）

2 各授業科目の配当年次、履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第 28 条 各授業科目の 1 単位は、45 分（原則授業 1 講時は 90 分）の 18 週分の学習を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 1 週に 90 分 1 講時の授業を 17 週と期末試験 1 週実施し、さらにその授にともなう予習・復習など授業時間外の自己学習を合わせ 2 単位とする。
- (2) 1 週に 90 分 1 講時の授業を通年 34 週と期末試験 2 週実施し、さらにその授業にともなう予習・復習など授業時間外の自己学習を合わせて 4 単位とする。
- (3) 1 週に 2 講時以上実施する科目については (1) に準じて計算する。

（単位の授与）

第 29 条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、出席状況及び平常試験の成績や授業中の態度等の「平常成績」と期末試験の総合評価によるものとし、合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

2 前条の試験及び審査の方法に関し、必要な事項は別に定める。

（成績の評価）

第 30 条 前条の成績は、100 点満点の 60 点以上を合格とし、59 点未満は不合格とする。

2 前項の評価に関して、必要な事項を別に定める。

（本校における履修）

第 31 条 北京語言大学本校において履修した単位は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。

（他大学における履修）

第 32 条 他大学において履修・修得した単位を本学の修得単位とすることはできない。

2 ただし、北京語言大学と提携している大学についてはその限りではなく、その条件・単位数については別途定める。

第4節 休学、復学、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 校長は、疾病その他止むを得ない理由により引き続き1カ月以上修学することができない学生について、その学生の願い出により、専任教師会の議を経て、休学を許可することができる。

- 2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生について、専任教師会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第34条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、校長が特別な理由があると認めた場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

- 2 休学は在学期間中に1度しかできない
- 3 休学の期間は、第19条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第35条 校長は、第33条の規定により休学した学生について、休学の期間を満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅した時は、その学生の願い出により、専任教師会の議を経て、復学を許可することができる。

(留学)

第36条 校長は、在学2年次後期から1年間、米国カリフォルニア大学サンディエゴ校に留学を希望する学生に対して、本学に入学願書の提出時において留学の意思を明記した者について留学を許可する。

(退学)

第37条 校長は、退学しようとする者について、その願い出により、専任教師会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 校長は、所定の成績評価を得られない者又は著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者に対して、退学を勧告することができる。
- 3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第38条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を、専任教師会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第19条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第35条に規定する休学の期間を超えてなお復学すること

ができない者

- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 日本国の法規に違反し処罰を受けた者
- (5) 6カ月の期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第39条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところによりビジネス中英コースは160単位以上を履修した者について専任教師会の議を経て、校長は卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終わりとする。

(学位)

第40条 卒業資格を有し卒業論文(8単位)を作成し、審査に合格した者に、課程の区分に従い学位を授与する。

文学士(中国語専攻)

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 授業料等

第41条 本学の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

(単位：円)

入学検定料	35,000
入学金	110,000
授業料	810,000
施設費	110,000
学友会費	21,000
同窓会費	10,000

第7節 賞罰

(表彰)

第42条 校長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

(懲戒)

第43条 校長は、この規則若しくは本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第8節 科目等履修生

(科目履修生)

第 44 条 校長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者が
あるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、専任教師会の議を経て、
選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の志望をすることができる者は、高等学校卒業以上の学力があると
認められた者とする。

3 科目履修生の履修期間は、1 年以内とする。

4 科目履修生には、第 28 条から第 30 条の規定を準用して単位を与えることが
できる。

第3章 補 足

第 45 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則 この学則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。